

第3編 基本計画

第1章 基本計画の策定に当たって

第2章 住んで良かったと思える環境づくり

第3章 地域を元気にする産業づくり

第4章 みんなが共に歩めるまちづくり

第5章 次代を担うひとづくり

第6章 計画の推進に向けて

第3編 基本計画

第1章 基本計画の策定に当たって

第1節 計画の目的

本基本計画は、平成17年9月22日に議決された基本構想を受けて、その施策を実現するため、各部門の現況を踏まえ、施策を具体化・体系化するとともに、各部門相互に関連する施策や他部門にわたる施策については各部門ごとの役割を明確にするなど、「声を聞くことから始まるまちづくり」、「交流が育むまちづくり」を基本姿勢とし、本町の将来像「清流に元気あふれるまち“古座川”」を構築するための具体的な計画である。

第2節 計画の構成

本基本計画は、基本構想の4つの部門別行動目標と、その推進に向けた姿勢目標について、それぞれの『まちづくり』を基軸に計画項目を分類の上、各項目ごとに「施策の考え方」、「施策の体系」、「主要施策」の順に記述する。

第3節 計画の目標年次

本基本計画は、平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標年次とする。なお、基本計画はその性格上みだりに変更すべきものではないが、策定後の社会経済情勢等の変化により実現との遊離が著しく大きくなる場合は、適時修正変更を行うものとする。

第2章 住んで良かったと思える環境づくり

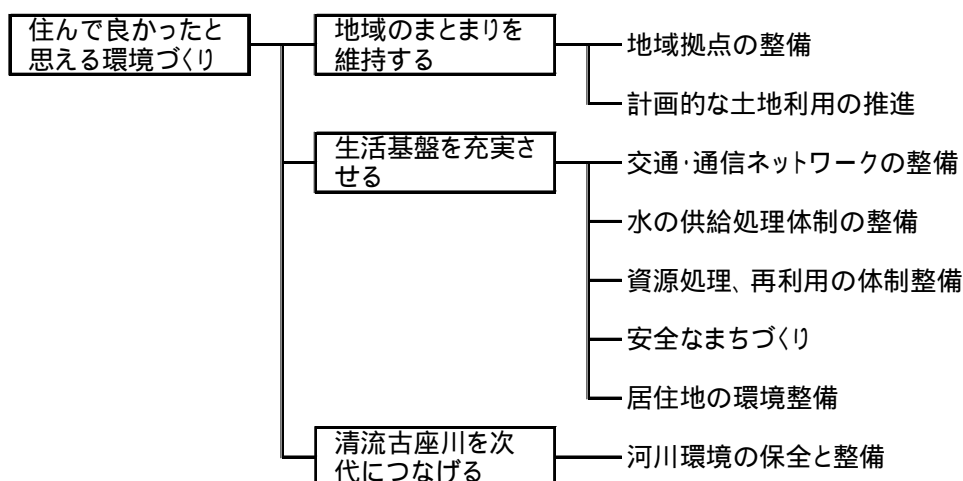
1. 施策の考え方

本町の人口は、戦前1万人を超える規模であったが、戦後は人口流出の傾向が強まり、近年は戦前の1/3の水準に近づこうとしている。この主な原因として、それまで町を支えてきた産業の大きな構造変化をあげることができ、その変化は日本の経済社会全体の流れでもあった。

しかし、現在社会では、自然との共生によるゆとりある豊かな生活を志向する意識が高まっているとされる。一方では、高速道路の延伸整備の予定が隣接町まで具体化されるなど、生活圏の拡大が目前にまで来ている。また、情報通信技術の飛躍的な向上が、本町にも波及し、都市部との時間的距離的制約が薄れつつあるという新たな情勢も生まれつつある。

そのため、今後の社会では愛着を持って住むことのできる地域づくりが求められているのであって、それはすなわち誇りのもてる定住環境「住んで良かったと思える環境」の形成といえる。本町では清流古座川との共生を基軸に、地域のまとまりと利便性の維持・向上を図り、新しい時代の定住環境づくりを推進するものとする。

2. 施策の体系



3. 主要施策

第1節 地域のまとまりを維持する

1. 地域拠点の整備

本町は、旧5ヶ町村が合併してできた町であり、広大な町域に、旧町村に

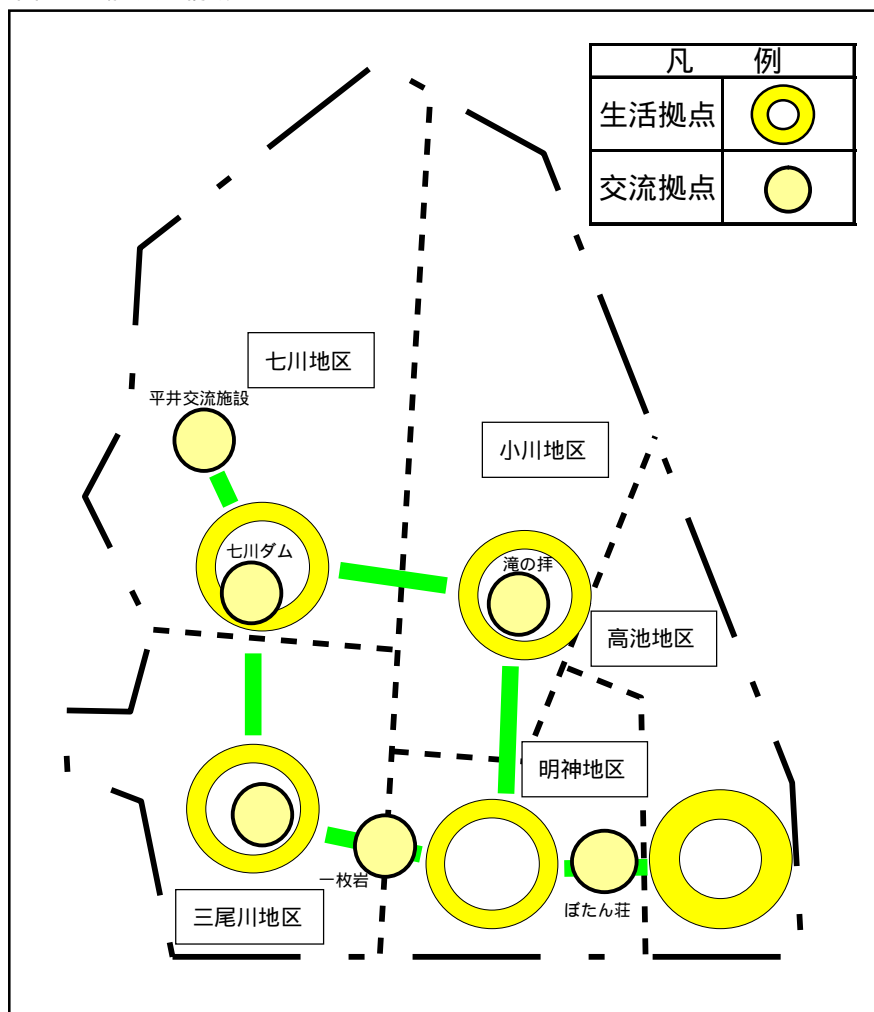
由来する中心集落と多くの小集落が点在しており、決して行政効率がよいとはいえない状況である。

そのため、今日まで町役場を中心としつつ、4ヶ所の出張所、2ヶ所の診療所などの出先機関を設け行政運営を行ってきた。これらの立地に対応して、農協支所や郵便局、地域の集会施設なども集積し、これによって、主に旧町村を一つのまとまりとして、住民の身のまわりの生活利便性を確保し、地域の人だまりを形成してきた。

しかし、人口の減少により集落崩壊の危機に瀕している小集落も現れつつあり、そのため、人だまり、すなわち地域拠点を生活拠点と位置づけ、周辺の小集落とのまとまりをより強固なものとし、交通・通信ネットワークの整備を促進し、拠点相互間の連携強化を図ることで、それぞれの地域のまとまりを維持していく。

また、この生活拠点とほぼ重なる形で交流拠点を位置づけ、その拠点整備を図るとともに、分散しているまちづくり資源との連携も考慮した地域の周遊性の強化を図る。

図 地域拠点の構成



2. 計画的な土地利用の推進

本町の土地利用は、森林が大部分を占めており、全体の約 96%（約 28,000ha）である。その他の土地利用として、農用地は約 0.8%（約 230ha）、宅地は約 0.2%（約 70ha）等となっている。

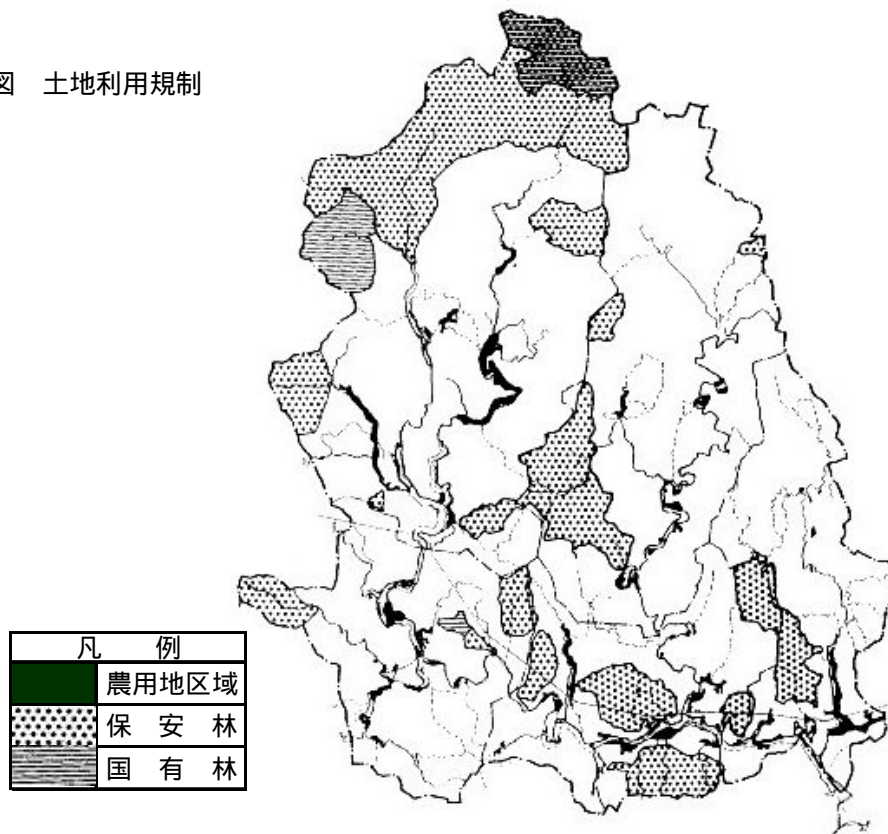
法的土地利用規制は川沿いの農地に農用区域が分散的に指定されているほか、町域の北部や南東部の山地に保安林の指定がされているのが主なものである。

全体的に急峻な地形となっているためまとまった平坦地の利用は難しいのが現状であるが、近年耕作放棄地の増加もみられ、人口減少や高齢化の中で、土地の適正な管理が必要となってきた。

(1) 土地の共同運営方式の検討

遊休農地や区有地などについては、限られた土地を有効に活用し、また、町の産業振興や住民福祉の向上を目指す観点から、関係機関とも連携をとりながら集落営農等新たな共同運営体制について検討する。また、今後の土地利用については、まとまりあるまちの維持に資するよう、国土利用計画法等に基づく計画的な利用管理の推進を図る。

図 土地利用規制



(2) 地籍調査の実施

社会資本の整備や土地に関する施策の効率的な実施を図るため、必要に応じて地籍調査を実施していくこととする。

第2節 生活基盤を充実させる

1. 交通・通信ネットワークの整備

本町は紀伊半島の南端に位置し、国土軸から遠く離れているばかりでなく、幹線道路体系の整備も遅れており、地域振興上の大きな課題となっている。

広域的な交通体系上からみると、本町は国道311号、国道168号及び国道42号に囲まれたゾーンのほぼ真ん中に位置し、ゾーンの縦軸とも言うべき国道371号が本町を貫通する形で南北に通っている。

また、日常生活圏は概ね串本町と共に形成されているが、高速道路の整備により、将来的には上述ゾーンの東西の中心地田辺市、新宮市をも含めた広大な生活圏となる可能性を秘めている。

そこで、広域的な交通体系については、まず近畿自動車道の延伸や国道371号の整備を促進することがあげられる。加えて周辺市町村へのアクセスを円滑にするための国・県道、ふるさと林道の早期整備、開設を促進しなければならない。

町内の交通体系については、これまで町内の旧町村をベースとした生活拠点を巡る循環路線の整備を進めてきた。今後はこの循環路線の整備を中心としつつ、より一層の拠点間連携の強化と防災上の有効性を確保するため、町北部の東西路線を含めた「8の字ルート」の整備、集落での生活道路等の整備を促進するものとする。

合わせて地域内外の交流の促進と住民の生活利便性を確保するため、唯一の公共交通「ふるさとバス」の運行維持や通信ネットワークの強化を進める必要がある。

(1) 広域的な道路体系の整備

国道371号は、町内の改良工事が進みつつあるが、蔵土 - 大川間の全線改良とともに、当面は佐田までの2車線化を目指し、その整備促進に努める。大塔村 - 平井間の未開通区間については紀伊半島の南北幹線として、その解消に向けて促進を図る。バイパス路線となるきのくにふるさと林道については関係町とも連携しながら整備促進に努める。



改良の進む国道371号

また、現在みなべ町まで供用済みの近畿自動車道(阪和自動車道)については、引き続き早期延伸整備を要望する。殊に現在事業中のみなべ - 白浜間、^{*}新直轄方式による建設が決まった白浜 - すさみ間、那智勝浦新宮道路につい

^{*}新直轄方式 高速自動車国道のうち有料道路として建設しても建設費の償還が困難な路線を、国が無料の高速自動車国道として建設、管理できるようにしたもの。

ては、本町生活圏の拡大に必要不可欠な路線として少しでも早い事業化・供用開始に向けて要望を強めていく。

(2) 地域的道路体系の整備

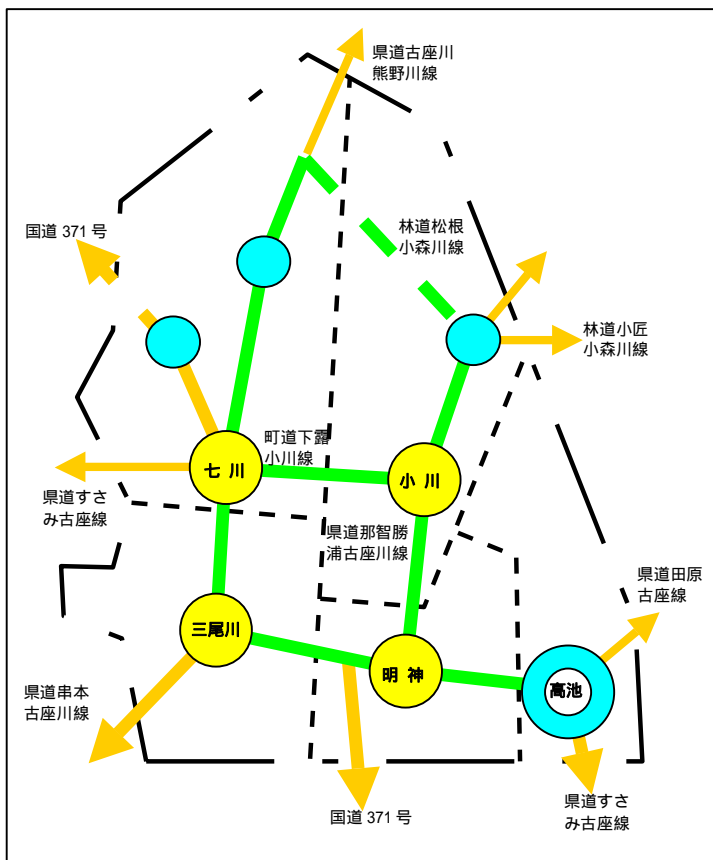
本町と周辺市町村及び幹線道路を結ぶ道路体系については、県道すさみ古座線や県道那智勝浦古座川線などをあげることができる。

このうち、県道すさみ古座線については、串本町（旧古座町）との連絡ルートであるとともに本町北部からすさみ、田辺方面への短絡ルートともなり、近畿自動車道延伸後はすさみIC（仮称）へのアクセス道ともなる。そのため関係町と連携し、整備促進に努める。また、那智勝浦古座川線は、当面中崎 - 山手間の改良促進を図り、続けて那智勝浦町や国道 168 号、国道 311 号に至る、将来にわたる円滑な交通確保を図る。

その他新宮方面へのバイパス路線となる県道田原古座線の整備や串本町へのアクセス道路の1つである県道串本古座川線についても改良促進を図る。また、県道古座川熊野川線については、七川地内の改良促進に努めるとともに、将来的には熊野川町から国道 168 号に至る地域道路としての整備促進を図る。

(3) 町内道路体系の整備

図 交通体系の骨格



町内道路体系の骨格として、これまで国道 371 号、県道すさみ古座線、県道那智勝浦古座川線、町道下露小川線、町道佐田下露線によって構成される循環路線について重点的に整備を進めてきており、所期の目的はほぼ達成している。今後はこの循環路線のほか、生活拠点間の連携強化はもとより、来るべき東南海・南海地震に備えた緊急輸送路として、また、広域観光ルート整備のためにも必要不可欠な、県道古座川熊野川線、林道松根小森川線を加えた「8の字ルート」の整備を促進する。特に林道松

根小森川線の未開通区間の早期整備を県に対して要望していく。

その他、国、県道の整備促進を図るとともに、緊急時の代替道路として河川対岸道路の整備を順次推進するとともに、集落内の生活道路の維持補修や安全対策などの整備を図る。

(4) 農林道の整備

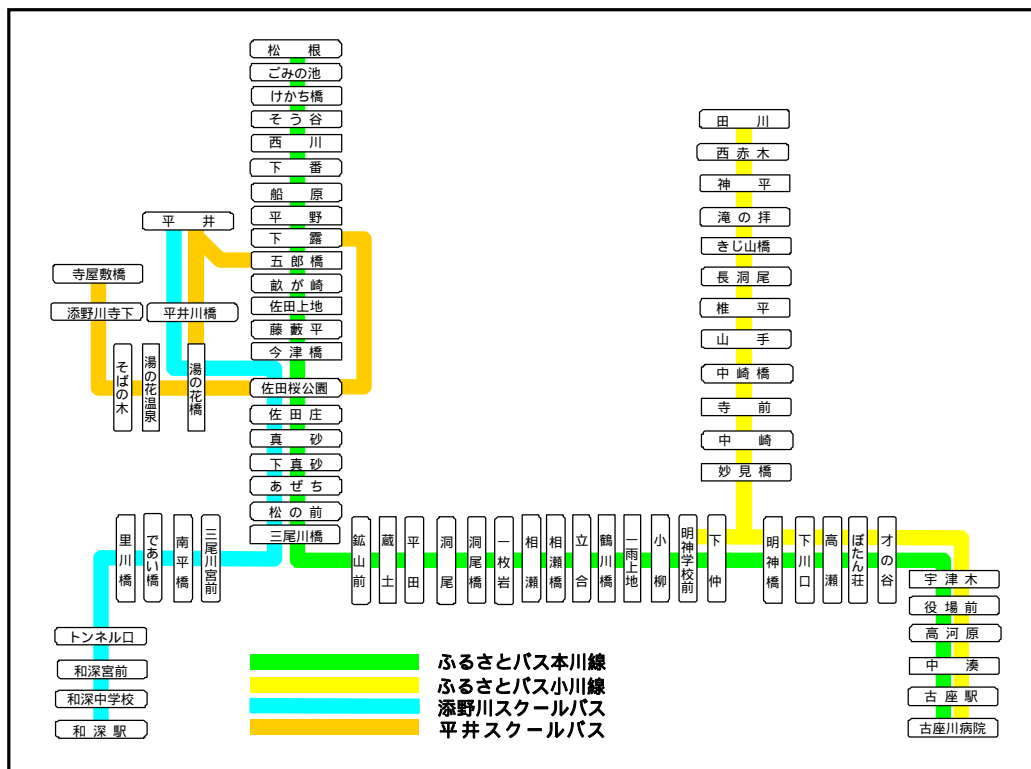
本町の農道については耕地が点在し、また、小規模な農業経営が多いため、必ずしも整備が進んでいないのが現状ではあるが、今後生活道路の体系整備と考えあわせ、地域の実情にあった農道整備を図る。

林道については、本町の人工林率の高さからみると、将来の伐期に対応した林道網の整備は重要であるが、これまで各種林道整備事業の導入により、その整備が促進され、また、一般道路と合わせて一定の道路密度を確保してきている。そのため、今後は林家の要望に対応した整備に努めるとともに、ふるさと林道事業等、地域間連絡の機能を合わせもつ広域的な林道についても整備を促進する。ただし、その計画・施工に際しては河川等環境への配慮を十分に検討しなくてはならない。

(5) ふるさとバスの運行維持

本町唯一の公共交通「ふるさとバス」は平成13年、事業者撤退の後を受けて事業を開始した。現在スクールバス併用で4路線を運行している本事業は、山間地域に住むことの不利益を解消し、通学・通院等住民の移動する権利を

図 ふるさとバス運行



保障するという住民福祉の観点から、必要不可欠な事業として、今後とも運行を堅持していく。

(6) 通信体系の整備

各集落への情報通信については、現在有線放送と無線放送施設が設置されている。今後は地域のまちづくり活動が活発化し、生活・産業情報へのニーズの高度化が進むことが予測される。増加傾向にある来訪者の利便確保の必要もあり、携帯電話受信地域の拡大に努める。当面はすべての生活・交流拠点が受信地域となるよう要望を強める。

平成 14 年度には難視聴地域解消のため、ほぼ全世帯へケーブルテレビが導入され、同時に全町域でのブロードバンド化も完了した。今後のインターネット利用状況を勘案しながら、新しい地域情報システムについて検討する。また、行政ネットワーク、電子自治体についても国や県、周辺市町村の動向を見ながらその推進に努める。

2. 水の供給処理体制の整備

水の供給については、本町では簡易水道 5 施設、飲料水供給施設 5 施設のほか、串本町に給水を委託している上水道が主なものであるが、小規模集落が散在的に構成されている本町の特性上、その公共水道普及率は約 56%と低い状況にある。その他、小規模な簡易給水施設が 50 施設にのぼり、それを含めて約 97%の普及率となっている。今後は未整備集落への対応や施設の性能向上とあわせて、集落人口の減少や高齢化に伴う小規模施設の維持管理体制や施設の老朽化が問題となりつつある。また、交流活動の活発化に伴い来訪者が増加する可能性があり、将来にむけて水の安定供給の体制づくりが必要である。

家庭からの汚水処理は、従来からし尿については、串本町と共に行っている衛生施設事務組合により処理する一方、雑排水については自然放流が主となっていた。しかし、自然放流は河川の汚濁に直結するため、その改善が必要である。本町では人家の集積度も低いため、排水を集中的に処理する施設の設置は困難で、身近な生活排水処理施設の整備として平成 3 年より合併処理浄化槽設置の助成制度を設け、その普及に努めてきた。今後とも本町最大の地域資源である清流古座川の水質保全のため、排水処理施設の整備を促進する。

(1) 水道施設の整備

簡易水道は将来の安定した水道の確保にむけ、施設の補修や管理調査を進める。

水道施設の未整備集落については、地域の要望や実情を調査し、その解消に努める。さらに、各水道施設の整備と併せ、今後の管理運営について適切

な対応がとれるよう体制づくりを検討する。

(2) 排水処理施設の整備

生活排水の処理については、合併処理浄化槽の設置助成制度を今後も継続し、施設整備を促進する。合併処理浄化槽の適正な維持管理を指導しつつ、その普及を図り、平成 14 年に約 16%であった水洗化率を 10 年で 40%にまで引き上げること目標とする。

また、地域の要望に対応し、事業要件等を検討の上、農業集落排水事業等の小規模下水道処理施設の整備についても検討する。

3. 資源処理、再利用の体制整備

本町では家庭ゴミについては、主に民間業者において処理してきたが、現在は串本町との衛生施設組合で、可燃物処理施設を整備中である。しかし、年々増えつつある廃棄物への抜本的対策には Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再資源化) の 3 R の取り組みが重要である。国では循環型社会形成への取り組みが喫緊の課題とされているが、清流古座川を最大の地域資源とする本町において、環境保全への取り組みは他地域に先んじて行われるべきで、リサイクル、分別回収、また、ゴミの減量に向けて意識高揚のための取り組みを推進していかなければならない。

(1) 可燃物処理施設の整備

衛生施設組合において建設中の可燃物処理施設については速やかな整備完了を目指し、これを適切に運営し、衛生的で快適な生活環境の実現に努める。なお、同処理施設では廃プラスチックの処理が不可能であるため、廃プラスチック中間処理施設の整備についても検討する。

(2) リサイクル・分別回収・ゴミ減量への取り組み

ゴミの減量化にむけて、各家庭での堆肥還元等、自家処理の奨励を引き続き促進するほか、ビン・缶などの資源ゴミの回収や商品包装の簡素化などを住民運動として取り組んでいく。

建設中の新可燃物処理施設の構造上、ゴミの分別回収がどうしても必要となる。そのため運用開始に先駆け、広報活動等により十分な周知徹底を図り、分別回収の意識向上に努めていく。

(3) 建設残土処理施設の整備

現在鶴川で運営している建設残土処理施設については、受け入れ終了が間近に迫っているため、施設の新設を、隣接もしくは新規立地の両面から検討する。

4. 安全なまちづくり

本町の消防防災体制については、現在常備消防として、古座消防署七川分

駐所が佐田地区に設置されているほか、地域で消防団が組織されている。しかし、人口の減少や高齢化の中で団員の確保や、広大な町域での緊急時対策や初期消火の対策、消防設備の充実が課題となっている。

今後 30 年間の発生確率がそれぞれ 50%、60%程度とされる東南海・南海地震いずれの地震も本町に甚大な被害をもたらすことが予測される。「自分の命は自分が守る」という大原則のもとに防災意識の高揚を図るほか、対策が喫緊の課題である。

風水害については、ダムや河道の整備により少なくなっているとはいえ、集中豪雨時の河川氾濫への対策は引き続き推進しなくてはならない。

その他、自然災害に対する町土保全の備えについては、これまで関係機関と協議しつつ、急傾斜地対策、治山治水対策等を進めてきたが、今後ともその充実が必要である。なお、詳細は、地域防災計画に基づいて行うこととしている。

また、地域安全体制については串本警察署の警察官派出所が高池、明神及び佐田地区に設置されており犯罪件数や交通事故件数の抑制に大きな効果を果たしている。

(1) 消防防災体制の整備

緊急時の総合的体制について、再点検を行うとともに、当面町域の実情にあった消防防災体制の整備を目指し、常備・非常備消防の充実強化、緊急時のヘリポート利用体制整備を推進する。また、消防団活動の充実に努めるとともに、水源確保の困難な地域への防火水槽の設置、機械設備の整備などによる初期消火の体制強化を図る。

喫緊の課題として、将来の発生がほぼ確実視されている東南海・南海地震への対策として、避難所となる役場・校舎等の公共施設の耐震診断、補強を進め耐震性の強化を図る。防災備蓄倉庫については廃校施設等既存の施設の有効利用を中心にその整備を検討・促進する。また、災害時には防災関連機関の緊密な連携が重要となるため、机上も含めた防災訓練の実施を促進する。緊急避難体制の整備のため、ハザードマップなど被害想定を示したパンフレットを用いて避難所・避難ルートの周知徹底を図るとともに、地域ごとの防災訓練についても実施を促進する。

(2) 町土保全の推進

急傾斜地における防災対策事業及び治山治水事業を引き続き推進し、町土保全に努める。また、農業用ため池についても危険度の調査を行うなどして順次その改修を進め、安全管理に努める。

(3) 地域安全体制の維持

本町の平成 14 年の千人あたりの犯罪件数 9.4 人、同じく交通事故死傷者数

1.7 人は和歌山県平均（それぞれ 22.3 人、10.3 人）と比べ大幅に少ない。これは、町内 3 ヶ所に設置されている警察官派出所によるところが大きいと考えられる。今後も引き続き現体制が維持されるよう、派出所存続を働きかけていく。

5. 居住地の環境整備

集落などの身近な居住地についても、誇りのもてる環境づくりが望ましく、それぞれの集落等の特色を守り育てていく取り組みを促進する必要がある。それによって人だまりがつくられ、ひいては定住環境の向上が期待される。

(1) 地域の特色づくり運動の展開

集落等の居住地には、歴史文化的、あるいは自然条件等から誇りとする資源がある。例えば佐田の桜、小川の滝の拝など、広く知られたものもある。これらを典型としつつも、全ての地区で環境美化に努めながら、特色を育てていくことをまちづくりの目標とする。

(2) 新しい居住地づくり

本町では、これまでに公営住宅の建設など、新しい居住地づくりを行ってきたところである。今後とも地域内外の需要に対応して、こうした居住地づくり、殊に集落再生にも大きな効果が見込めるイターン者等向けの定住促進住宅建設については、その財源確保も合わせて検討しながら実現に向けて取り組むとともに新しい居住地の生活環境についても特色あるまちづくりを促進していく。

(3) その他の生活環境整備

これまで他町に頼らざるを得なかった火葬場については住民要望も多く、早期の設置に向け、整備を促進する。

第3節 清流古座川を次代につなげる

河川環境の保全と整備

まちづくりの目標である「清流に元気あふれるまち“古座川”」の実現にむけては、なにより古座川水系の河川環境が財産である。そのため、この財産を十分に活用したまちづくり活動が求められる。しかし、近年、殊に古座川本流はダムの影響もあり、河床や水質の汚れが進んできたといわれている。また、工事関係の汚泥の流出なども引き続き課題となっている。そのため、古座川水系の環境保全について、幅広い人たちの理解と利活用の際に細心の注意が必要となっている。

(1) 環境保護の推進と啓発

古座川水系の環境保全団体やまちづくり活動を推進する団体等各種団体・組織とも連携し、住民はもとより、来訪者に対しても、古座川水系の環境保

全についての意識啓発を図り、清流古座川を守り育てていく。

(2) 清流にふさわしい河川環境整備

古座川は、河川として機能しているばかりではなく、周辺の集落や奇岩と一体となって特色ある景観を形成している。そしてまた、まちづくりの舞台でもある(日常生活の中にある身近な存在でもある)。それらすべての古座川を活用しながら守り育てていかなければならない。そのため今後の



支流小川(柿太郎の廻り)

河川及びその周辺の整備にあたっては、河川環境の保持はもとより、周辺の景観や水産資源への影響なども、十分に考慮して行う。

第3章 地域を元気にする産業づくり

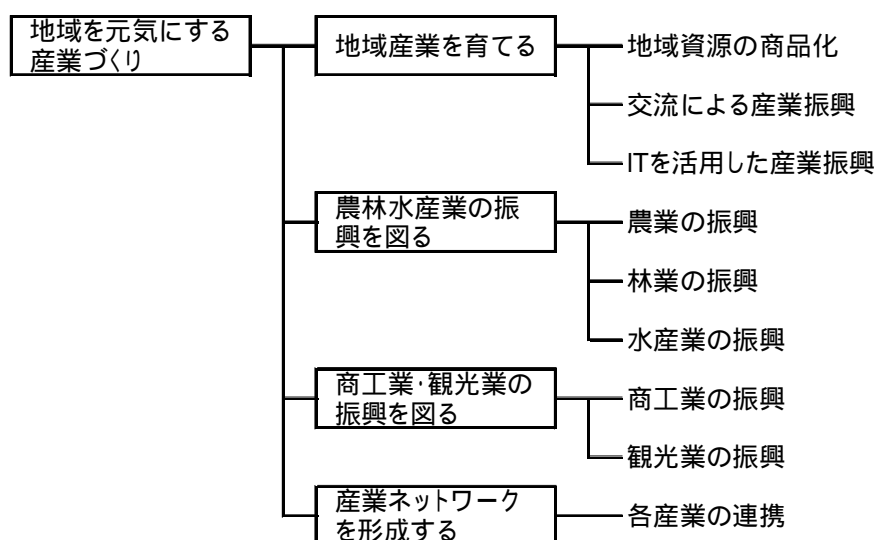
1. 施策の考え方

木材・木炭等林業を中心として発展してきた本町の産業構造は、戦後木材輸入の自由化や、燃料の変化等によってこれらの産業が急速に衰退していったことで、既に大きく転換しており、林業はもはや単独で住民生活を支えることができないどころか、不在村地主化により人工林の荒廃も懸念されている。農業も同様で、耕作放棄地の増加傾向に歯止めがかからない状況である。一方、現在本町住民が就業している産業の主体となっている第三次産業を見てみると、周辺市町では就業機会が減少、町内外ともに産業の停滞が続いている。

しかし、本町ではこれまで「交流」を中心に据えた産業活性化施策を継続して実施し、観光入込み客数は年々増加、この交流の中からIターンを希望し定住する人、また、最近では緑の雇用事業により林業で生活する若い人も増えつつあり、施策の成果が徐々にではあるが現れつつあるといえる。

高齢化に伴う労働力不足のほか、市場からの遠隔性など、大きい地域的課題が存在し、この課題をただちに解消する有効手段を見いだすことは難しいが、全ての産業人の努力を前提とし、それらの産業活動を支えるため交流活動を基礎に、地域の産業連携の強化を図る産業政策を引き続き推進するものとする。

2. 施策の体系



3. 主要施策

第1節 地域産業を育てる

1. 地域資源の商品化

かつて本町の主産品であった木材や木炭等には、需要が供給を上回り、生産すればするだけ売れた時代があった。しかし、そういう産品は現在ではまれにしか存在せず、山間地域故の課題をもつ本町にとってはなおさらである。しかし、消費者ニーズの多様化は、たとえ小ロットであろうとも地域間競争力を付けた商品、いわゆる「ほんもの」への志向を強めている。幸いにも本町には清流古座川と関係する多くの資源を有している。川の幸や山の幸はもちろん、解釈を広げれば古座川の雄大な景観も資源である。本町の人や自然、歴史、山村での生活文化までもが本町にしかない立派な地域資源である。住民にとっては日常であっても別の人にとっては対価を支払う価値のある商品となりうる。

既に、製品では柚子製品等がある程度のブランド力を獲得するに至っており、また、体験型観光商品として、カヌー体験や山村生活体験が実験段階を経て、本格的な商品化へ向かっている。

今後も各種団体、行政が力を合わせ、以下のことに留意しながら、地域資源の商品化に取り組んでいく必要がある。

常に「清流古座川」を意識した商品開発（「ブランド」を育てる）

常に「ほんもの」を意識した商品開発（「ブランド」を守る）

常に「他」との連携を意識した商品開発（連携を促進強化する）

2. 交流による産業振興

本町では、これまでもまちづくり活動の基軸を「交流」において進めてきた。産業振興についても同様である。商品化された地域資源は、外部との交流活動によって初めて評価される。優れた地域資源でもそれを売る「人」と一体となって初めて商品となるが、「人」は交流によって磨かれ、商品はその価値をいっそう増す。また、外部との交流活動は、不足している地域の労働力の供給手段になる場合がある。例えば農産物の収穫体験観光などは参加者自体が貴重な労働力であり、これがイターンにつながれば、真の担い手ともなる。

加えて、地域内での交流は地域の経済循環を高めることにもなり、各生産者間の連携が大変重要になっている。

交流の拠点として「ぼたん荘」・「みんなの店」等、その機能も徐々に充実しつつある。今後とも「交流」を中心に据えた施策を推進し、産業振興に取り組んでいく。

3. ITを活用した産業振興

本町では、平成14年度、難視聴地域解消のためケーブルテレビが町内ほぼ

全戸に敷設されたが、それにともない、高速・大容量情報通信が利用可能となった。今後は、インターネットの利用状況などを考慮しながら、「*ながら所得」の増大と、将来的な起業促進に向けて、「テレワークの奨励と、それをバックアップするネットワーク構築に向けた組織整備について検討する。

第2節 農林水産業の振興を図る

1. 農業の振興

本町の農業は稲作を主として行われているが、その生産は減少傾向が著しい。その他畜産分野では肉用牛生産が主なものとなっている。一方特産品としては柚子、シイタケ、花木などがあげられ、清流古座川を代表する「ブランド化」が徐々にではあるが進みつつある。また、圏域で取り組んでいるミニ産地化の取り組みでも一定の成果が上がりつつある。

農家の形態としては兼業農家が多く、その形態も臨時・日雇の比率が高いのが特徴である。近年は兼業農家の減少が顕著であると同時に、農業労働力が高齢化し、担い手不足に陥っている。平均経営耕地面積は小規模であるが、その維持さえも近年では困難となり、耕作放棄地が増えつつある。

近年はとりわけ脱農するケースが増えており、今後労働力のさらなる高齢化の進展とともにこの傾向が強まることが懸念され、農業経営の安定化と農地の維持管理が課題となる。

(1) 新しい農業経営の展開

農業については、農家の減少、労働力の高齢化等の現状をふまえて、新たな生産体制による農作業の共同化等を促進する。将来的には、平成16年に設立した「農事組合法人古座川ゆず平井の里」のような特産品生産を経営基盤として地域営農にも携わる組織や、集落営農といった組織づくりに向けて検討する。



ゆず加工

地域の資源を活用し、また、消費者ニーズに対応したさらなる特産品づくりを、ふるさと定住センター、農協等の関係機関とも連携して進める。

(2) 生産基盤の整備

生産基盤については、優良な農用地を保全し、農業経営を合理化するため、ほ場の整備、用排水路の改善、農道の整備等を必要に応じ進めていく。

*ながら所得 例えば、森林作業に従事しながら米を作りながら鶏を飼いながら...の様に複合経営により所得の向上を図る形態を指す言葉。

*テレワーク ネットワークを利用して、本社や事務所から離れた場所で勤務する形態の総称。

(3) 交流による農業の振興

農業の振興を単なる生産向上にとどめることなく、他の産業とも積極的に関わり多様な交流活動を展開し、地域内の経済循環を高める。また、外部との交流を促進し、古座川を愛する来訪者との長期にわたり持続的なネットワークを形成することで、必要な労働力の確保、地域の消費拡大、清流古座川のブランド力向上等へつなげていく。

現在、地産地消運動の拠点として「古座川産品直売所みんなの店」が運営されているが、農産物のみならず加工品など様々な特産物を扱い、町内外の人気を博している。すでに、16年度から、ふるさとバスによるテスト集荷もスタートさせており、特産品販売の拠点として一層の充実発展が期待されているが、今後はもう一步進んで、地域特産品の供給拠点としての整備、発展に向けても検討する。

その他の交流活動としては、農作業体験観光やボラバイト（ボランティアの要素を持ったアルバイト）などが考えられる。すでに、「ぼたん荘」等を交流拠点にテストケースとしての実績は徐々に重ねてきており、その活動の受け皿としての体制づくりや関連する施設整備等を検討する。

(4) 新しい担い手の確保

現在のところ農業の労働力は、農家を基礎としているが、高齢化しつつあり、また、減少傾向に歯止めがかからず、地域経営に支障を来すなど、近い将来危機的状況を迎えることが危惧されている。しかし、今後農地の集約化や農作業の共同化など、集落営農などの新たな生産体制への移行の可能性もある。現に「農事組合法人古座川ゆず平井の里」は地域営農をめざしているように、地域ごとの営農主体の整備が今後は必要になってくると考えられる。こういった組織整備について検討する。

また、交流活動による来訪者、その交流により本町へのＩターンを決めた人など、今後はそういった新しいタイプの担い手が必要不可欠となる。幅広い交流活動の中でその確保を検討する。

(5) 遊休地等の活用

耕作放棄地等の遊休化した農地に関しては、若い営農者や、担い手組織への集積、農作業の協同化などについて、地域ごとの協議を促進するほか、緑の雇用などのＩターン者への貸出なども進める一方、里親制度の導入や、「緑の雇用事業」農業版といった制度についても検討する。

また、県や農協等関係機関と連携し、現行の労働力でも収穫可能な品種への転換なども研究・促進する。

(6) 有害鳥獣被害への対策

農林業とも、近年有害鳥獣の被害が増え、軽視できない状態となっている。

生産者の生産・管理意欲を減退させることにもなり、早急な対策が望まれている。これまでも電気柵等の防護施設への補助等を行ってきたが、大きな成果を得るに至っていない。抜本的な解決は困難であるが、今後とも県や農協等関係機関と連携し、より効果的な対策を見いだすべく研究・検討を重ねる。

2. 林業の振興

本町の森林面積は 28,246ha で町面積の約 96%を占めている。私有林の割合が極めて高く、全体の約 94%が私有林で、また、このうち約 60%は不在者所有林となっている（町森林整備計画平成 11～20 年度）。町内林家の経営基盤はきわめて零細である上、林業を取りまく社会情勢は依然厳しく、生産素材の単価が下がり続けているなか、コスト上昇により施業が実施されていない森林が増加しているとともに、伐採後の放置による天然林化の進行による仕事量の減少も大きな課題となっている。

林業も農業と同様、林地の継続的な管理が問題となろうが、とりわけ非常に長期間の施業が必要となるため、その間の経営維持、労働力の確保が課題である。

(1) 林業経営の活性化

林産物については、地域の資源を活用し、また、消費者ニーズに対応した特産品づくりを、先進地の好例を研究するとともに県、森林組合等の関係機関とも連携しながら進める。

また、経営の近代化、合理化に向け、効率的な間伐技術の普及、集出荷体制の確立を促進する。また、特用林産物や海布丸太などの特殊材の生産、間伐材の有効利用などを奨励する。

一方生産基盤の整備のため、林家の意向に対応し、必要に応じて林道等の整備を推進する。

(2) 交流による林業の振興

林業においても、他の産業と積極的に関わり多様な交流活動を展開し、地域内の経済循環を高めていかなければならない。また、外部との交流促進も重要である。

間伐などの林業体験や炭焼き体験といった交流活動がすでにテストケースとして実施されている。「ぼたん荘」等を交流の拠点として、今後こういった体験型観光を着実に軌道に乗せていくために、体制づくりはもちろん、廃校施設等を利用した関連施設整備等を検討する。

また、近年県が中心となって進めている「企業の森」も本町周辺において実績を残しつつある。熊野古道の世界遺産登録や、京都議定書の発効など熊野地域の森林が全国区となっている現状を好機と捉え、本町においても「企業の森」誘致に向けて検討する。

(3) 新しい担い手の確保

林業においても高齢化は大きな問題であった。しかし、県が強力に推進している「緑の雇用事業」については、本町では森林組合等関連機関の協力の下、着実な成果を残しつつあり、集落再生にも一役買っている。今後は本事業の発展、充実に向けての取り組みを促進する。

また、交流活動による新しいタイプの担い手確保も必要不可欠であり、幅広い交流活動を促進する。

3. 水産業の振興

本町最大の地域資源である「清流古座川」を直接的にアピールできる特産品としては、水産品や水産加工品が考えられる。現に鮎釣りにおいて小川は南近畿屈指の河川として知られているし、鮎・エビ等の水産品には多くの愛好者がいる。しかし、現在、一部を除いては、産業という域には達していない。今後、交流活動がより一層活発化し、清流古座川のブランド化が進めば、地産地消の考え方も相まって、その古座川の水産品の安定供給が課題となることが考えられる。

一方、新たな地域特産の水産品の登場がなお一層のブランド化を押し進めることにつながるが、現状では素晴らしい地域資源を活かし切っているとは言いがたい。そのため、産業としての水産業の振興を促進する必要があり、その取り組みについて関係機関とも連携して検討を重ねる。

ただし、水産業の振興にあたっては河川環境に万全の配慮が必要なことは言うまでもなく、水産資源の保護、育成に関しても、振興と合わせて両面での取り組みが不可欠である。

第3節 商工業・観光業の振興を図る

1. 商工業の振興

本町の商業は、近年販売額が増加しているが、基本的には小規模なスーパーと個人商店で構成され、最寄品を中心としており、商業店舗の集積は小さい。

工業についても小規模なものが多く、業種の構成からみても、外部からの進出企業を除けば地場の小規模な製材業等が中心となっている。

特産品では、本町では柚子ドリンク等の柚子製品については、その生産量を順調に伸ばしてはいるものの、その他、木工製品、鮎・アマゴの加工品などについては、個々の生産は小規模である。

全体的にみると、必ずしも商工業が盛んな地域ということとはできないものの、地域資源を生かした、特色ある展開も見られるようになってきている。

(1) 清流古座川ブランド製品の開発・販売促進

本町の地場産品の多くは、生産的には小規模で、流通ルートも確保できていないものがほとんどである。「ぼたん荘」、「一枚岩観光物産センター」、「みんなの店」などを物産販売の拠点とし、みやげ物開発を進めるなど、その商品化を促進する。

一方、生産量を順調に伸ばしてきた柚子製品については、清流古座川のブランド化推進のリーディング産品ととらえ、大消費地での知名度の向上・消費拡大にむけて積極的に支援していく。

柚子製品の他にも、交流活動を基礎として清流古座川のイメージを生かし、より付加価値の高い商品づくりを目指し、柚子製品に次ぐ地域ブランドとなりうる商品開発を促進する。

(2) 既存業種への支援

衰退業種については、「ながら所得」増や業種転換の試みが進められているが、既に花木生産の導入などの取り組みが行われつつある。今後も各種関係団体と連携しながら支援方法について検討する。

(3) 企業誘致

本町では、殊に山間地域での労働力不足が現れはじめている。そのため企業を誘致しても本町住民の雇用率は高くない。しかし、地域内の経済循環を高めるためにも新規企業誘致は常に検討する。特に高速・大容量情報通信網の基盤整備により、IT企業等の新たな進出可能性が高まったことも十分にアピールしていく。

2. 観光業の振興

本町の観光客は、平成5年に入込み客で5万9千人であったものが、平成15年には9万2千人と、急増してきている。本町への観光客の目的は、「温泉・保養」、「キャンプ」、「花見」、「イベント」、「釣り」などが主なものであり、8月と4月（主に花見）に入込みのピークがある。

町内の宿泊施設は、「ぼたん荘」以外では、民宿旅館が10軒程度で、小規模な経営であり、釣り客等の利用が比較的多い。入込み客の増加に対し、宿泊収容能力がまったく伸びていないのが大きな課題である。

平成16年に熊野古道が世界遺産に登録されたことで熊野地域への観光入込み客が急増、「蟻の熊野詣」以来の熊野ブームが到来していると言える。国内はもとより、世界の人々の目が熊野に向いている現在、本町は熊野地域における自然の宝庫として、地域の所得向上等と結びつけた積極的な対応が必要である。

(1) 交流型観光の推進

清流古座川にかかわる人的交流ネットワークを拡大するとともに、本町を舞台とした交流活動を推進し、観光業の振興に結びつける。とりわけ、都市部との交流を重視し、自然や山村文化を通じた体験交流を促進する。



山村生活体験

こうした活動の中心拠点としてのぼたん荘の利用促進に努め、今後温泉保養、研修活動さらに清流を利用した自然体験活動などの充実を図る。

また、ぼたん荘の機能強化も今後の重要な課題であるが、まずは本町すべての観光情報を集約し、外部に対する情報発信基地としての機能について検討、整備を進める。

(2) 交流拠点のネットワーク整備

本町への入込み客の適正な受け入れを図り、地域住民との調和を保つ。観光の拠点形成を促進するとともに、それらをめぐる周遊ルートの整備を図っていく。七川ダム・一枚岩・滝の拝・ぼたん岩周辺を中心的交流拠点と位置づけ、拠点の整備、相互に連携した周遊性の強化を図る。

また、「名人」制度を制定し、「名人」に各拠点において体験型観光のインストラクターの役割を担っていただき、地域住民と入込み客の交流を促進するとともに、観光内容の充実を図る。なお、「みんなの店」を地場産品供給拠点と位置づけ、整備、発展に向けても検討する。



古座川直売所みんなの店

(3) 古座川フィールドミュージアム事業の推進

平成 16 年の熊野古道の世界遺産登録により沿道市町に多くの観光入込み客が殺到しているが、これは決して他市町だけのことではない。司馬遼太郎氏が「街道をゆく」に取り上げたように、古座街道は「雄大な景観」を楽しむことができる大辺路の一部であって、荒天時だけのただの避難路ではないと言える。国内はもとより、世界の人々の目が熊野に向いている現在、古座川町も「熊野」になくってはならない一地域であり、「熊野」における自然の宝庫であるという認識を持って、素晴らしい地域資源の数々を積極的にアピールしていかなくてはならない。

そこで、マップの作成をはじめとして、地域資源のさらなる発掘と活用に向けて「古座川フィールドミュージアム事業」に取り組む。清らかな川、澄

みきた空、緑に覆われた山々、それらに育まれた数多の動植物、そして人々の暮らしに至るまで、町のすべてが年中無休の自然博物館と位置づけ、将来的には自然学習・体験型観光のメッカとして、「訪れたい町」の実現に向けての取り組みをスタートさせる。

(4) 滞在型交流拠点の形成

交流人口増加を目指し、産直運動とも連携をもち、「ぼたん荘」を滞在型交流拠点としてより一層の充実を図り、施設運営組織としての町ふるさと振興公社のさらなる育成強化に努める。



ぼたん荘

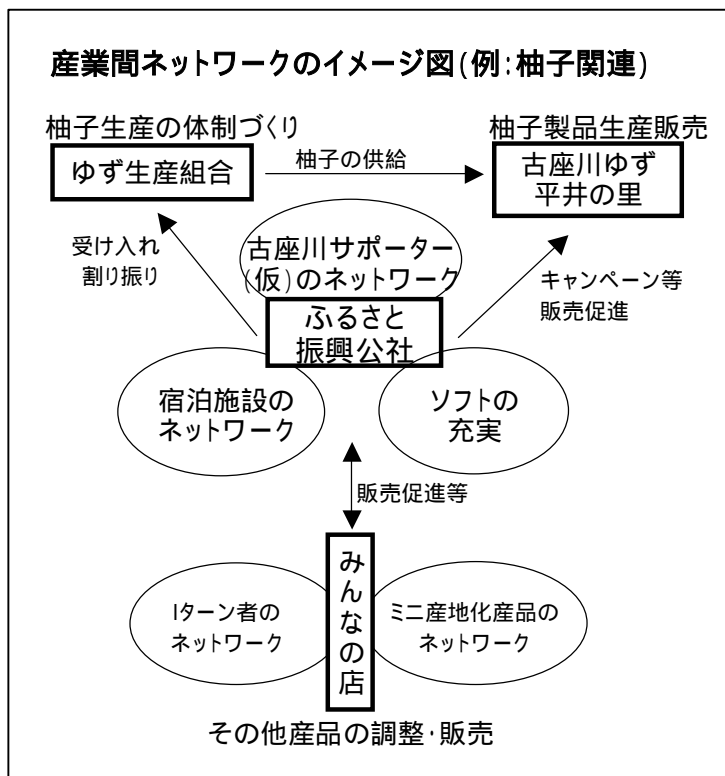
また、体験型観光、自然学習など本町の目指す交流を中心に据えた観光振興にはぼたん荘の他にも受け皿となる施設整備が必須である。他の交流拠点においての施設整備にあたっては、箱モノの新設は本町の財政状況から見ても、一般的な社会情勢から見ても困難であるため、廃校施設等の未利用施設の積極的な活用を検討する。

第4節 産業ネットワークを形成する

各産業の連携

「清流古座川のブランド化」推進による観光入込み客の増加と特産品の開発・流通強化に

は観光と物産販売の密接な相関性を活かした産業間のネットワーク形成が極めて重要である。原料生産・加工・販売などの物産販売部門と、体験型観光等の募集運営主体、宿泊施設などの観光部門が一体となって動くとき、それは大き



な力を発揮する。

これまでの交流を基礎にして推進してきたまちづくり活動によって、産業間の連携は少しずつ着手されてきおり、試験的にはあるが、ふるさと振興公社を軸にしたネットワークが形成されつつある。今後はこの連携をより機能的に構築し、より強固なものとしていかなければならない。また、行政としても、ネットワークの中心的役割を果たすコーディネーターとして、ふるさと振興公社の育成と機能の充実に取り組んでいく。

一方、緑の雇用や田舎暮らしを求めて本町に定住するＩターン者にとっても、受け入れ段階からの産業間連携が必要である。山間地域の労働力不足が表面化しつつあるものの単独の業種のみでは、生計を維持するには不十分な場合が多い。当面の間の生活に必要な収入確保や、「ながら所得」の充実のためには、林業の合間の農作業や、農業の合間の自家製品販売などが考えられるが、それらのメニュー提示やノウハウの取得など産業間で調整していかなければならない。各産業間の連携強化へ向けて関係団体等と共に取り組んでいく。

第4章 みんなが共に歩めるまちづくり

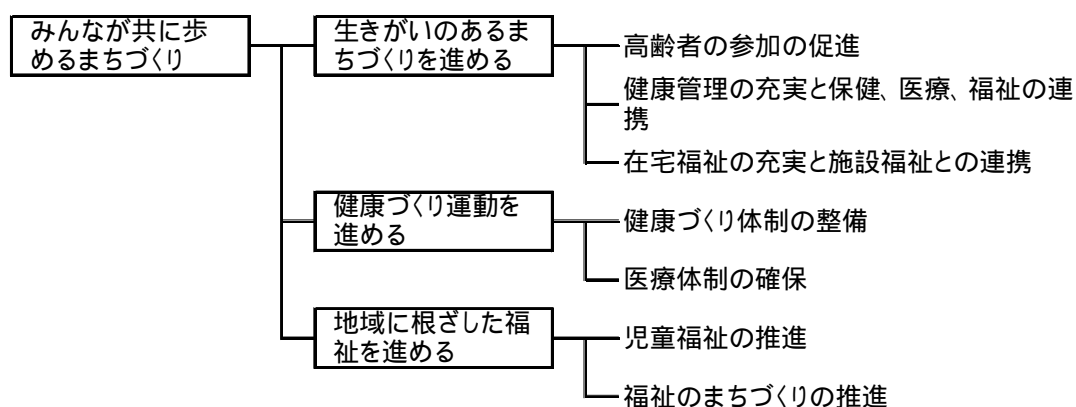
1. 施策の考え方

本町の高齢化は非常に急速に進んでおり、すでに5人に2人は65歳以上といった水準にある。このままいけば将来さらに進展していくことは明かであり、高齢化は本町の抱える最大の課題であるといえる。

高齢化の進展が早く、町域が広大なため意図的な住民交流が必要不可欠である本町では、要介護高齢者へのサービスの充実と並んで高齢者の社会参加の促進が何より重要である。高齢者といえども、農林業では担い手である場合も多く、また、今後の幅広い町内外の交流活動の展開では、こうした高齢者の能力が生かされてくると思われる。

高齢者の社会参加を基軸として、地域で互いに助け合い、共に生きるまちづくりを推進するものとする。

2. 施策の体系



3. 主要施策

第1節 生きがいのあるまちづくりを進める

1. 高齢者の参加の促進

本町の高齢者は、平成12年で65歳以上人口1,588人を数える。高齢化率は42.6%を占め、全国平均17.3%、和歌山県平均21.2%をはるかに上回る高率となっている。

一方、本町の町域は広大で、小規模な集落が分散的に形成されている。この長い集落間距離は、行政効率の悪さもさることながら、高齢化の度合いを深める本町においては、共に助け合う地域社会の形成に向け、他の市町村とは違った積極的な住民間の交流促進が必要である。

なお、施策の展開にあたっては「古座川町老人保健福祉計画」によることになる。

(1) 生産活動と結びつけた社会参加の促進

従来高齢者の社会参加としては、老人クラブを中心とした社会参加活動やゲートボールなどのスポーツ・レクリエーション活動等をあげることができる。しかし、高齢者といえども、農林業に従事してきた方々も多く、現在においても生産活動の担い手となりうるケースも多い。そのため、こうしたパワーを活用し、しかも楽しく取り組める特産品づくりなど、生産活動と結びつけた社会参加を促進し、生きがいの確保と健康の増進を図る。

また、その社会参加を促進するための就労活動支援としてシルバー人材センター的な機能を持つ組織の整備に着手する。

(2) 都市部との交流の担い手づくり

今後幅広い交流活動を展開する中で、高齢者がこれまで蓄積してきた農林漁業などにかかわる特産品づくりや山村での生活のノウハウは貴重な地域資源である。こうしたノウハウを十分に活かし、生きがいのある生活を造り出すとともに「ながら所得」増にもつながる施策として「名人制度」を制定するなど、交流活動へ的高齢者の積極的参加を促進する。

(3) 世代間交流の促進

地域社会において高齢者の知識と経験が生かせ、また、それらを遊びやものづくりを通じて継承していくために、学校教育の場など様々な機会を捉え、子どもと高齢者等の交流事業を促進する。こうした交流を通じて集落での助け合い、さらには全町的な住民交流の強化へと結びつける。

2. 健康管理の充実と保健、医療、福祉の連携

本町の場合、高齢者の保健、医療は、町域が広いため、基幹病院（古座川病院）と連携しつつも、地区にある診療所等を中心として進められている。しかし、診療所においては、医師の確保に苦慮している状況もあるほか、保健施設の整備も遅れており、その再編については避けては通れない課題である。今後高齢化がさらに進んでいく中で、保健、医療、福祉の役割分担を明らかにするとともにより一層連携を密にし、高齢者の健康管理の充実を図る必要がある。

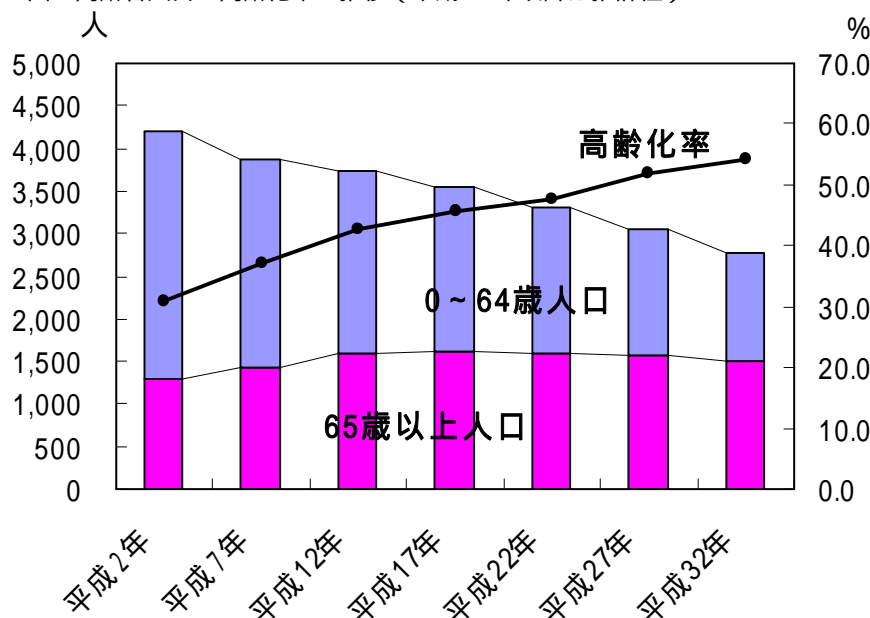
(1) 保健・医療・福祉の連携

保健・医療・福祉各分野は国、県等機関との関係において縦割りの弊害を受けがちであるが、今後の高齢者施策の推進にあたっては、本町行政だけでなく関係機関とも連携し、保健・医療・福祉の連携を強化していく必要がある。その上で高齢者の生活実態を把握し、各種サービスを機動的かつ効率的に提供できるよう体制強化を図っていく。

(2) 保健医療センターの整備

本町では平成 27 年には高齢化率が 50%を超えることが予測されており、そのような状況下では、高齢者保健福祉をはじめ、全住民の健康管理に至るまでの総括的健康管理が極めて重要になってくる。そこで、一元的に管理された住民一人ひとりの健康データをもとに、医師を中心とした様々な専門スタッフが状況に応じ機動的に行動できる、すなわち医療管理等を基幹に、高齢者保健やケアなど保健と福祉の総合的機能をもつ組織、「保健医療センター（仮称）」の整備について検討する。組織・施設整備にあたっては、本町の財政状況から見ても、一般的な社会情勢から見ても、困難が予想されるが、廃校施設等未利用施設の活用も視野に入れ、実現に向けて取り組んでいく。

図 高齢者人口と高齢化率の推移（平成 17 年以降は推計値）



3. 在宅福祉の充実と施設福祉との連携

本町における要介護等高齢者は、平成 12 年度に 299 人で、65 歳以上人口の 18.8%にのぼる。今後高齢化の進展に伴って、その人数の増加が予想される。

こうした要介護等高齢者の増加に対し、なるべく高齢者が寝たきりにならないよう、また、認知症予防なども含めた介護予防や、家族介護支援といった高齢者保健福祉サービスのより一層の充実を図る必要がある。介護保健サービスの充実、質の向上についても取り組んでいく。

また、老々介護の増加など人口減少の中で介護力の限界もあるため、寝た

きり等になった場合、すぐ対応できる施設福祉の充実も、介護保健サービスの利用状況等を勘案の上、合わせて進めていくなど、在宅福祉、施設福祉サービスの緊密な連携に努める。

保健福祉サービス等の充実

要介護等高齢者の増加に対応したサービス需要の状況を十分に把握したうえで、各種サービスの効率的な利用を図っていく。特に、要介護状態等になる前からの介護予防が重要であるとの観点から、社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら、サービスの充実や参加促進などにより効果的なサービスの提供に努める。その他、寝たきりやひとり暮らしの高齢者の安全確保を目的とした緊急通報システム事業についてもその継続と充実を図っていく。

また、介護保険の居宅サービスについても、在宅介護支援センターを拠点として、質の向上等その充実を図るとともに円滑な利用が図れるように基盤整備に努める。現在古座川上流のサービス拠点である高齢者生活福祉センター「ささゆり」の運営内容等の向上に加え、中・下流域への生活支援ハウスの整備についても、廃校施設等既存施設の有効活用も含め新たに検討、推進に取り組む。さらに、そのニーズを勘案の上、高齢者向け住宅の整備についても検討をしていく。



高齢者生活福祉センターささゆり

また、介護保険の施設サービスについては、居宅サービス提供の可否とも併せ、関係機関との連携により幅広いニーズに対応していく。

第2節 健康づくり運動を進める

1. 健康づくり体制の整備

本町の健康診査の受診状況は、15年度基本健康診査では71.2%となっており、これまでの受診率向上の取り組みを反映し、県や国の平均に比べ高い水準を維持している。

健康づくりについては、近年社会的に関心が高く、他人から与えられるものではない自己管理の所産であることから、住民一人ひとりが健康であることを希望し、健康であろうとする行動を習慣化していくように指導・支援していくことが望まれる。

(1) 地域健康管理システムの充実

住民の健康管理については、健康手帳を配布するなどして、従来より成人

病対策、母子健康対策、高齢者健康管理対策などに取り組んできた。今後は受益者負担も慎重に検討しながら健康診査などの受診体制の整備を図り、高受診率の維持、なお一層の向上にむけ、体制強化を進める。また、これまでも健診等で得られたデータを蓄積し、健診後のフォロー対策を進めてきたが、この取り組みの充実を図り、将来的には一人ひとりの個性にあった健康管理が可能なシステムの整備を最終目標とする。

(2) 健康づくりのための意識啓発

健康づくりについての住民の関心を高めるため、イベント等の機会を活用した意識啓発を進める。日常の体力づくり・食生活改善など住民組織に働きかけ指導を行う。

2. 医療体制の確保

医療体制については、地域の基幹総合病院として串本町の古座川病院があり、また、身近な医療機関として旧村単位に2つの診療施設を設置している。高池地区には個人開業医が立地している。

現在のところ、診療所医師は着任しているものの、医師の確保には従来より苦慮しているのが実態である。しかし、診療所医療については高齢者世帯が多い中、巡回医療など地域に密着した医療機関として、これからもその運営を維持する。

全町的な医療体制については、平成14年の消防署七川分駐所の設置と15年の県のドクターヘリ運行開始により連携手段が飛躍的に向上し、体制強化が図られた。今後も古座川病院との連携を密にし、診療所を中心として安定した体制確保を維持していくものとする。ただし、「保健医療センター(仮称)」の整備にあたっては、全町的な医療体制についての見直し・再編も含め、地域における影響を十分考慮の上慎重に検討を重ねる。



ドクターヘリ

第3節 地域に根ざした福祉を進める

1. 児童福祉の推進

児童福祉施設として、現在町立保育所3ヶ所(うちへき地保育所2ヶ所)が設置されている。しかし、児童の減少が進む中、今後、統合・機能強化を、民間委託も含め慎重に検討し、充実した保育環境の実現を目指すこととする。

また、子育て支援センター事業の活動の充実を図り、子育て家庭に対する育児支援を強化し、地域全体で子育てを支援する基盤の整備を促進する。

2. 福祉のまちづくりの推進

福祉の基本的な考えとして、経済的、社会的あるいは身体的ハンディキャップのある人が、生きがいをもって、自立した社会生活を営むことができるよう保障することがあげられる。

本町においても、高齢者福祉、児童福祉のほか、心身障害者福祉対策、母子福祉対策など、それぞれの福祉施策を展開してきた。

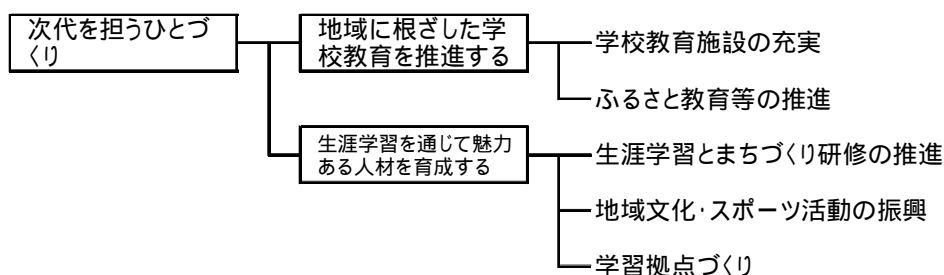
今後とも生活の自立にむけた福祉施策の充実を図るとともに、地域福祉の活動を活発なものとするため、住民、企業等の理解を求め、ボランティア活動等への参加を促進する。

第5章 次代を担うひとづくり

1. 施策の考え方

「まちづくりは人づくり」ということばに代表されるように、ハード整備を中心とした行政主体のまちづくりの時代が終わり、まちづくりはそこに住む住民が主役となって推進される時代である。これからのまちづくりにおける行政の役割は黒子に徹し、さまざまな人づくり活動を支援していく、いわば人材育成がなにより重要となる。人づくりと一口にいても今活躍している人のスキルアップだけでなく、今後活躍してくれそうな人をつくることも必要である。本町の未来を担う世代のみならず、得がたい知識と経験を持っている高齢者に至るまで、すべての世代から「まちづくりのリーダー」を育てていかなければならない。そうした人材の育成のために、地域の特性を十分に生かしながら学校教育、社会教育などの教育体制確立に向けた施策を推進するものとする。

2. 施策の体系



3. 主要施策

第1節 地域に根ざした学校教育を推進する

1. 学校教育施設の充実

学校教育施設は、小学校3校、中学校2校で構成している。

近年人口減少率は鈍化しつつあるものの、さかのぼってみれば児童数の減少は著しく、町村合併後から小学校で14校、中学校で5校が廃校に至っている。今後も児童生徒数の減少は予想され、学校規模の適正化や教育水準の向上等に努めることが必要である。学校規模を適正化し、教育水準の向上を図るためには、小規模校の解消も必要であるが、住民の意向を十分に考慮して検討する。

また、施設については、耐震性の強化も含めた機能強化、教育環境の充実に努める。その他社会の情報化、国際化等への対応を促進する。

2. ふるさと教育等の推進

「清流と地域の元気を次代につなぐ」には、次代を担う子ども達にふるさとを愛する心を育まなければならない。今後、交流活動を促進し本町の地域資源を多くの人と共有していこうとしている。そのため、子どもと地域のきずなをより強める内容を充実させることが必要である。



体験学習

その取り組みとして、地域のすぐれた人材を活用した体験学習などが既に行われている。このような経験を生かした教育内容の充実を進める必要がある。

(1) ふるさと愛あふれる豊かな人間性の育成

地域の素材を生かしたさまざまな体験学習を通じて人間性豊かな児童生徒を育てる。体験活動としては、炭焼きや間伐材工作など地域の産業の教材化、祭などへの参加、キャンプ、合宿などをあげることができる。また、給食などの機会を通じて、ふるさとの味を伝えていくとともに地域のことを調べまとめたまちづくり読本の作成などを検討する。

(2) 高齢者等の経験を生かした教育の推進

高齢者の豊かな経験や地域の有識者の知識などを活用し、地域の豊かな自然、歴史文化を基礎とした教育内容の充実を推進する。

(3) 地域交流によるふるさと教育

ふるさと教育の一環として他地域の学校又は青少年組織との交流についても、例えば清流古座川を活用した体験交流など、受入れ体制を整備しつつ検討する。

第2節 生涯学習を通じて魅力ある人材を育成する

1. 生涯学習とまちづくり研修の推進

生涯学習は一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を過ごすため、自分の意思に基づいて、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで、生涯を通じて行う学習活動のことであり、また、それができる社会を作っていくとする考え方も表している。一方「まちづくりは人づくり」ということばが意味するように、まちづくりの中で人材育成は大きな課題となっており、本町においても同様である。そのため、生涯学習の推進においても、まちづくりからの視点を重視した施策の展開が必要である。

(1) 生涯学習の体系的整備

各種学習講座の充実、文化講演会の開催等により、現在の社会教育活動や学校教育活動等を基盤として、住民が自主的に参加できるように指導者育成を進めつつ、学習機会の体系づくりを図る。

学習機会づくりについては、テーマの決定から住民が協力して取り組むことを促進する。

(2) まちづくり研修の推進

学習機会の体系化の中で、他地域との交流による成果を本町のまちづくりへと生かしていく活動を進める。

(3) ITを活用した生涯学習の推進

平成12年度に地域住民の生涯にわたる学習活動を通じた、社会参加を促進することを目的としたIT推進特別交付金事業を受け、平成13年度から14年度にかけて基礎技能講習会を中央公民館で実施してきたが、学習ニーズが多様化し、学習方法も様々な方法が求められてきている。

そこで、当町は平成14年度に高速・大容量情報通信網の整備が完了し、インターネットを利用した相互通信も可能になってきた。高齢化が進むなかで広大な町域を持つ本町においては自宅にいながら学び、教えることができる*eラーニングによる生涯学習・まちづくり研修の促進について、インターネットの利用状況を考慮しながら、学びの共同体で、どのようにネットワークを構成するかという点を中心に体制作りについて検討を重ねる。

2. 地域文化・スポーツ活動の振興

地域にはそれぞれ固有の文化が息づいており、本町にも清流古座川に展開する長い歴史的な蓄積がある。しかし、それらは必ずしも明かとなっていないものもある。そのため次代に伝えていけるように、生涯学習の取り組みの中で、その継承が求められている。

また、本町では地域でのスポーツ交流が盛んであり、スポーツは健康保持や体力増進だけでなく、住民の連帯感を高める観点からも重要となっており、まちづくりの上からもその意義は大きなものとなっている。

(1) 地域文化の継承と発展

町内にある有形、無形の文化遺産について調査を進め、次世代に伝えていけるように資料整備を行い、その保存収集体制の充実を図る。また、平成17年に初めて近世資料編が発刊された町史については、その編纂活動に継続して取り組む。

(2) スポーツ交流の振興

スポーツ交流については、今後余暇の活用として、住民ニーズは高まるも

*eラーニング ネットワークを活用した教育や研修。利用者はパソコンを使い、好きなときに学べる。講師との質疑応答も可能。

のと考えられ、指導者の養成を図りながら、誰でも気軽に参加できる体制づくりを促進する。

3. 学習拠点づくり

本町の学習拠点としては、高池地区に中央公民館が設置されているとともに、各地域では分館体制となっており、それぞれの集会施設を拠点とした活動がされている。また、スポーツ施設では、高池地区に町民体育館が設置され、高瀬地区には若者広場が整備されている。加えて、学校の運動場開放も実施している。

今後さらに、住民ニーズの高度化が進むこととあわせて、学習拠点の機能充実や整備が望まれている。

(1) 拠点施設の整備活用

既存施設である中央公民館、町民体育館等については、その補修整備により充実を図る。また、新たな拠点として廃校施設などを活用し、地域の活性化につながる都市農村間交流拠点として、自然体験活動、合宿などが行える施設整備を検討する。移動図書館に関してもその充実を図っていく。

第6章 計画の推進に向けて

1. 施策の考え方

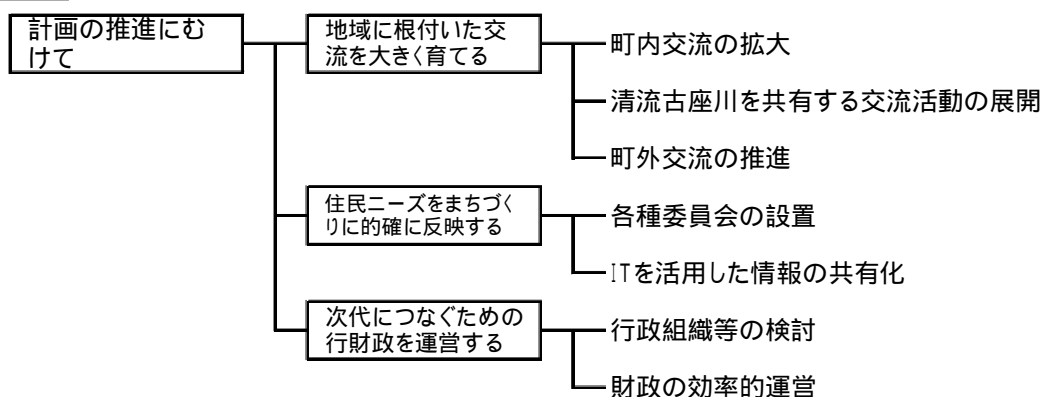
まちづくりに取り組むにあたっては「交流が育むまちづくり」及び「声を聞くことから始まるまちづくり」を基本姿勢としている。

本町ではこれまでも、町の内外との「交流」をまちづくりの基礎として人的交流ネットワークの形成に努めてきた。これからもこのネットワークを無駄にすることなく、より強固で実効あるものにしていかなくてはならない。

また、住民主体のまちづくりの推進には、住民自らまちづくりに取り組む姿勢が重要であるが、その自立意識の持続のために、施策に住民の声を十分に反映させるとともに、施策の経過と結果を広く公表していくものとする。

なお、今後の社会情勢の変化の中で、計画推進のための財源確保にはかなりの困難が予測されるが、なお一層の行財政改革などにより健全財政を維持しながら、滞ることなくまちづくり施策を推進するものとする。

2. 施策の体系



3. 主要施策

第1節 地域に根付いた交流を大きく育てる

1. 町内交流の拡大

本町では町域面積も広く、また、各地区ごとの地域性の差異も大きい。そのため、全町的なまとまりを持つまちづくりの取り組みが課題となっており、町内の交流活動の活発化が求められている。

(1) 全町的な交流事業の推進

全町的なシンポジウムや、年間を通じて全町的にとりくめるような町内部の交流事業の推進を検討する。

(2) 地区レベルのコミュニティ活動の推進

日常的な基礎生活圏である地区レベルでの住民の交流活動を支援するため、地区の祭や催しの活性化や交流活動の維持を図り、充実を促進する。

2. 清流古座川に係わる交流活動の展開

本町では、これまで独自に町外の人との交流を推進し、交流ネットワークを広げようとするグループ活動が活発である。こうした活動の経験を余すところなく生かし、今後の交流の展開の中心を、本町最大の地域資源である清流古座川において、ポイントを絞り信頼性のある、ブランドを意識したネットワークづくりにおく。具体的には、清流古座川に係わるシンポジウムやイベントの実施、及び他地域とのまちづくり交流を通じ、参加者との将来にわたる交流活動を推進する。

3. 町外交流の推進

「清流古座川」を通じて知り合った他地域の人たちとの連携強化のため、交流の主体としてのまちづくりグループや組織に対し支援し、育成を図る。

(1) まちづくりグループとの連携

本町には種々のまちづくりグループがすでに活動を行っている。このような状況からまちづくりについて意見交換等を行って知恵を出し合いながら協力して取り組むこととする。とりわけ、広域的に展開するまちづくり活動については、適正な支援の強化を図る。

(2) 各種組織団体の育成

今後町外交流を住民主体で推進していくためには、行政はバックアップ体制を整え、まちづくりグループだけではなく民間組織を含めた取り組みが特に重要となってくる。

農協や森林組合、商工会などとの連携はもとより、高齢者福祉の窓口である社会福祉協議会や社会福祉法人、また、ふるさとの活性化の推進母体となるべきふるさと振興公社など、そこで培ったノウハウや人的ネットワークは、より大きなまちづくり活動の源になる。このため行政においては、こうした組織活動の支援育成に努め、まちづくり体制の一層の強化に取り組むものとする。

第2節 住民ニーズをまちづくりに的確に反映する

今後のまちづくりは住民と行政の協働によって押し進めていかなければならない。住民の声を施策に十分に反映させるとともに施策の検証のためにも、新たな体制づくりが必要となる。

1. 各種委員会の設置

(1) 「町づくり提案委員会」の設置

「広く会議を興し万機公論に決すべし(五箇条の御誓文)」という民主主義の原点に立ち返り、まちづくりにあたり住民の意見を施策に反映させるとともに、施策への評価をフィードバックさせるため、有識者の他、まちづくりに意欲と理念を持つ住民の参加を募り、「町づくり提案委員会」を設置する。

(2) 「産業振興委員会」の設置

住民により多くの「ながら所得」を得てもらうため、産業間の連携や新たなメニューの可能性などについて産業関連の町内在住有識者等が意見を出し合う「産業振興委員会」を設置し、住民と行政の協働・協議による産業施策推進を図る。

2. ITを活用した情報の共有化

住民がまちづくりの主役として、自立意識を持って活動していくには、本町の現状をよく理解してもらう必要がある。その手段として既設の高速・大容量情報通信網を用い、各種データ、施策の進捗などについてITを活用した公開に努める。将来的には双方向通信の実現にむけて検討を重ねる。

第3節 次代につなぐための行財政を運営する

本町ではこれまでも、行政組織の見直しを逐次実施し、事務の合理化を図るとともに様々な経費節減等により弛みない行政改革に努めてきた。しかし、本長期総合計画の推進にあたっては、今後財政状況が厳しさを増すことも懸念され、さらなる行政改革と、計画的、重点的・効率的な行財政運営が必要である。「行財政計画」を策定し、思いきった見直しにより健全財政を堅持しつつ、めまぐるしい社会情勢の変化に柔軟に対応できる行財政運営を目指す。

1. 行政組織の検討

施策推進に当たって、職員の能力を最大限引き出しその円滑な展開を図るため行政組織について大幅な見直しを検討し、現在の6課1室を段階的に統合していく。

また、経費についても人件費等義務的経費も含め、町職員で構成するコスト削減委員会等において検討を加えながら削減を図っていく。

2. 財政の効率的運営

(1) 財源の確保

施策推進に当たっては財源確保を適正に努めることとする。しかし、三位一体の改革が進む中、削減される補助金に見合うだけの税源が移譲されるかどうか不透明なうえ、地方交付税の所要額確保にも見通しはたっていない。今後も健全財政を堅持するため、各種団体への補助金等については、大幅削減も含めて効果の検証を進める。町税の収納率向上についても財政改革の大

きな柱のひとつとして取り組んでいく。また、財政状況が厳しさを増す中、これまで同様の行政サービスを実施していくためには受益者負担の見直しについても慎重に検討する。

(2) 計画的・効率的な財政運営の推進

本長期総合計画の推進にあたっては「行財政計画」の策定を図り、施策の展開と財政の調整に努める。その際には、施策の優先性や段階性を重視した計画的、効率的かつ重点的な財政運営の徹底を図っていく。